参照条文

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76 号)(抄)

(不合理な待遇の禁止)

第八条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇の それぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

(通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止)

第九条 事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者(第十一条第一項において「職務内容同一短時間・有期雇用労働者」という。)であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるもの(次条及び同項において「通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者」という。)については、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない。

(賃金)

第十条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間・有期雇用 労働者(通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除く。次条第二項及び第 十二条において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業 の実態に関する事項を勘案し、その賃金(通勤手当その他の厚生労働省令で定めるもの を除く。)を決定するように努めるものとする。

(教育訓練)

- 第十一条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であって、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間・有期雇用労働者(通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除く。以下この項において同じ。)が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間・有期雇用労働者に対しても、これを実施しなければならない。
- 2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用 する短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験その他の 就業の実態に関する事項に応じ、当該短時間・有期雇用労働者に対して教育訓練を実施 するように努めるものとする。

(福利厚生施設)

第十二条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、 健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについ ては、その雇用する短時間・有期雇用労働者に対しても、利用の機会を与えなければな らない。

(通常の労働者への転換)

- 第十三条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間・有期 雇用労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。
- 一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を 当該事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に周知すること。
- 二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に対して与えること。
- 三 一定の資格を有する短時間・有期雇用労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(事業主が講ずる措置の内容等の説明)

- 第十四条 事業主は、短時間・有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、第八条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項(労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。)に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。
- 2 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者から求めがあったときは、当該短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに第六条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。
- 3 事業主は、短時間・有期雇用労働者が前項の求めをしたことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

〇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法 律第88号)(抄)

(段階的かつ体系的な教育訓練等)

- 第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者(期間を定めないで雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。)であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならない。
- 2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活 の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。

(不合理な待遇の禁止等)

- 第三十条の三 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の基本給、賞与その他の待遇の それぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間 において、当該派遣労働者及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の 変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適 切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。
- 2 派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇用される通常の労働者と同一の派遣労働者であつて、当該労働者派遣契約及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、正当な理由がなく、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する当該通常の労働者の待遇に比して不利なものとしてはならない。
- 第三十条の四 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の過半数で 組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働 組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、そ の雇用する派遣労働者の待遇(第四十条第二項の教育訓練、同条第三項の福利厚生施設 その他の厚生労働省令で定めるものに係るものを除く。以下この項において同じ。)に ついて、次に掲げる事項を定めたときは、前条の規定は、第一号に掲げる範囲に属する

派遣労働者の待遇については適用しない。ただし、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる事項であつて当該協定で定めたものを遵守していない場合又は第三号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、この限りでない。

- ー その待遇が当該協定で定めるところによることとされる派遣労働者の範囲
- 二 前号に掲げる範囲に属する派遣労働者の賃金の決定の方法(次のイ及び口(通勤手 当その他の厚生労働省令で定めるものにあつては、イ)に該当するものに限る。)
 - イ 派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金 の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること。
 - ロ 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態 に関する事項の向上があつた場合に賃金が改善されるものであること。
- 三 派遣元事業主は、前号に掲げる賃金の決定の方法により賃金を決定するに当たつては、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を公正に評価し、その賃金を決定すること。
- 四 第一号に掲げる範囲に属する派遣労働者の待遇(賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定の方法(派遣労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣元事業主に雇用される通常の労働者(派遣労働者を除く。)の待遇との間において、当該派遣労働者及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違が生じることとならないものに限る。)
- 五 派遣元事業主は、第一号に掲げる範囲に属する派遣労働者に対して第三十条の二第 一項の規定による教育訓練を実施すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の協定を締結した派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該協 定をその雇用する労働者に周知しなければならない。

(職務の内容等を勘案した賃金の決定)

第三十条の五 派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者との均衡を考慮しつつ、 その雇用する派遣労働者(第三十条の三第二項の派遣労働者及び前条第一項の協定で定 めるところによる待遇とされる派遣労働者(以下「協定対象派遣労働者」という。)を 除く。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する 事項を勘案し、その賃金(通勤手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)を決 定するように努めなければならない。 (待遇に関する事項等の説明)

- 第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。
 - 2 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、 当該労働者に対し、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法(次項において「文書 の交付等」という。)により、第一号に掲げる事項を明示するとともに、厚生労働省令 で定めるところにより、第二号に掲げる措置の内容を説明しなければならない。
 - 一 労働条件に関する事項のうち、労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの
 - 二 第三十条の三、第三十条の四第一項及び第三十条の五の規定により措置を講ずべき こととされている事項(労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める 事項及び前号に掲げる事項を除く。)に関し講ずることとしている措置の内容
- 3 派遣元事業主は、労働者派遣(第三十条の四第一項の協定に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、文書の交付等により、第一号に掲げる事項を明示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる措置の内容を説明しなければならない。
 - 一 労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び前項第一号に 掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)
 - 二 前項第二号に掲げる措置の内容
- 4 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあつたときは、当該派遣労働者に対し、当該派遣労働者と第二十六条第八項に規定する比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たつて考慮した事項を説明しなければならない。
- 5 派遣元事業主は、派遣労働者が前項の求めをしたことを理由として、当該派遣労働者 に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、 苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、 当該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもつて、遅滞なく、当該苦情の適切か

- つ迅速な処理を図らなければならない。
- 2 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事するその雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が当該業務に必要な能力を習得することができるようにするため、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、当該派遣労働者に対しても、これを実施する等必要な措置を講じなければならない。
- 3 派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、 その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対しても、利用の機会を与えなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、診療所等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているもの(前項に規定する厚生労働省令で定める福利厚生施設を除く。)の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。
- 5 派遣先は、第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第一項及び第三十一条の二第 四項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、 当該派遣先に雇用される労働者に関する情報、当該派遣労働者の業務の遂行の状況その 他の情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように配慮しな ければならない。